

議案第 107 号 大津市公営企業資金運用基金条例の制定について

それでは議案第 107 号大津市公営企業資金運用基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

ご説明させていただく内容としましては、経緯からスケジュールまでの 8 項目になります。

3 ページをお願いいたします。

まず、条例制定の経緯についてです。

当局では、従来よりガス事業会計の保有資金が多額になっていることから、その有効活用策について検討してきました。

令和 6 年度に具体的な調査研究を行い、令和 7 年度には懇談会を設置し、公認会計士や弁護士など外部の専門的知見を取り入れ、具体的な取組の案を作成し、11 月通常会議の施設常任委員会にて報告を行いました。

これらのことを踏まえ、考え方を整理し、基金の設置と同基金の運用益の戦略的・効果的な配分とガス事業会計の利益処分による一

般会計への納付の実施に向けた検討を進めていくこととしました。

本年度は、6月通常会議の施設常任委員会にて前回の委員会での
ご意見・ご質問を踏まえ、改めて詳細について説明させていただ
き、本有効活用策を実施するため、9月通常会議に基金設置条例案
及び予算議案を提出させていただくものです。

4ページをお願いいたします。

現状と基金設置後の有効活用策のスキームを比較し、目指す施策
の全体像について、ご説明いたします。

現状のスキームでは、3事業がそれぞれ大口定期預金による運用
を行っており、加えてガス事業においては、限られた託送収益を補
完し、健全経営に資する収入を確実に得るために債券運用も行っ
ています。

基金設置後は、3事業からそれぞれ資金を基金に積み立て、一括
運用し、得られた運用益を新たな配分ルールのもと経営状況に応じ
た配分を行ってまいります。

また、ガス事業においては、利益処分による一般会計への納付を
行うことで、保有資金のさらなる有効活用を図ってまいります。

この2つの資金の有効活用策を行うものです。

5 ページをお願いいたします。

ガス事業会計の現状・課題・解決策についてです。

現状では、現預金残高の経営目標は 50 億円の確保ですが、令和 7 年度末時点で約 117 億円の現預金を保有しており、経営目標を大きく上回っています。

また、投資予定額にかかわらず、処分可能利益の全てを建設改良積立金に積み立てていることから、資金の有効活用という観点で改善の余地があるものと認識しています。

よって、課題に対する解決策として、3 事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分とガス事業会計の利益処分による一般会計への納付としました。

6 ページをお願いいたします。

ここからは、3 事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分についてです。

まず概要ですが、3 事業会計の資金を一括運用するための基金を設置し、運用益のうち、大口定期預金による運用益相当分については、積立割合に応じて配分した上で、大口定期預金による運用益を上回る部分について一定のルールに基づき、各事業の経営状況に応

じた配分を行うことで、3事業すべての収益向上を図るというものです。

次に運用額ですが、現時点の長期収支見通しから、水道事業5億円、下水道事業25億円、ガス事業50億円、合計80億円を基金に積み立てます。

次に、その基金の運用方法については、安全性及び流動性を確保したうえで、最も効率的な手法である債券による運用で実施します。具体的には、ガス事業で現在単独で行っている手法であるラダー型運用を採用します。

7ページをお願いいたします。

運用益の配分ルールです。

経営指標である料金（経費）回収率を用いた配分ルールを策定しました。

具体的には、債券運用により得られた利息収入について、ステップ1で、通常の運用益については積立割合に応じて配分し、ステップ2で、通常の運用益を上回る額の3%を料金（経費）回収率が最も高い事業に配分します。最後に、ステップ3で、残額を乖離率の比で配分します。

この取組による効果としましては、計画期間である令和 9 年度から 18 年度までの合計で、水道事業 10.3 億円、下水道事業 3.5 億円、ガス事業 11.0 億円の収益を見込んでいます。

8 ページをお願いいたします。

ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付についてです。

処分可能利益は、10 分の 1 を建設改良積立金に積み立て、残りを一般会計へ納付します。

9 ページをお願いいたします。

ここでは、利益処分による一般会計への納付額について、基金運用後と基金運用せず一般会計へ納付しようとした場合について、シミュレーションを行った結果を比較しています。

基金運用により受取利息が増加することで、一般会計への継続的な利益処分が可能となります。一般会計への納付額の合計は令和 9 年度から 18 年度までの 10 年間で約 8.7 億円になると見込んでいます。

10 ページをお願いいたします。

ここからは、昨年 11 月通常会議及び本年 6 月通常会議の施設常任委員会におけるご意見・ご質問を踏まえて検討した内容になります。

す。

まず1つ目は、外債や株式等も組み合わせる運用は可能かについてです。検討しましたが、外債や株式は法令などルール上明確に許容されていないため、このような運用は実施できないということになります。

次に、2つ目の経営計画の期間内であっても積立額を見直す可能性はあるかについてですが、計画期間内であっても柔軟に対応したいと考えています。

3つ目の南海トラフ巨大地震等の大規模災害により被害を受けた場合の基金の積立て・取崩しについてですが、大規模災害等の不測の事態が発生した場合には、当該基金を取り崩すなど柔軟に対応してまいります。

11 ページをお願いいたします。

4つ目の最も料金（経費）回収率が高い事業への配分割合を3%とした理由についてですが、シミュレーションを行った上で、総合的に判断して3%にしています。

ここでは、最も料金（経費）回収率が高い事業への配分割合を3%、10%、20%とした3つのパターンのシミュレーション結果を

並べて検討しています。

右端の 20% の場合ですが、ガスに着目して平均の配分割合を見ますと 27.5% となっており、最も高い下水道事業の割合と差がありませんことが分かります。

次に 10% の場合です。すべての事業がメリットを享受できるものになっていると言えますが、水道事業への配分額が 3% の場合と比べ少額となっています。

最後に 3% の場合ですが、下水道に着目して配分額を見てみますと、年間平均で 5 百万円、期間合計で、50 百万円になっています。

この 3% を下回ると、積立額を減額した場合において、僅かな配分となる可能性があり、最も料金（経費）回収率が高い事業にとってのメリットがほとんどなくなることになります。

よって、本取組の効果を最大化でき、目的を達成できる割合として配分割合を 3% にしました。

12 ページをお願いいたします。

5 つ目の資金に余裕があるのであれば、まずはガス料金を値下げすべきではないかについてですが、料金制度及び事業形態上、保有資金によるガス料金の値下げは認められていません。

料金制度について、原価は、将来の事業運営に必要な費用から算定する仕組みである総括原価方式となっており、料金は将来想定される費用に基づいて決定するものであり、現在保有している資金は考慮されません。

事業形態として、本市は一般ガス導管事業者の立場であり、お客様から個別に料金を徴収する立場ではなく、また、保有資金を小売事業者にガス料金の値下げ原資として譲渡することも法律上認められていません。

13 ページをお願いいたします。

制定する条例の概要についてです。

条例の名称は、大津市公営企業資金運用基金条例です。

条例の趣旨は、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、水道事業、下水道事業及びガス事業の健全な運営に資するために、各事業の資金を一括運用するための基金を設置する条例を制定するものです。

条例の内容は、本基金の設置、管理及び処分等について、必要な事項を定めています。

条例の構成、施行日については、記載のとおりです。

最後に 14 ページをお願いいたします。

スケジュールについてですが、9 月通常会議に基金設置条例案及び、補正予算案を提出しておりますことから、議決を賜れば運用を始めてまいりたいと考えています。

以上、議案第 107 号大津市公営企業資金運用基金条例の制定についての説明とさせていただきます。